様式第14号（第12条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 第　　　　　号　年金証書 |
| (４) | (１) |

|  |  |
| --- | --- |
| 受給権者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日生補償の種類　　　　　　　　　　　　　　　　支給開始年月　　　　　　　　　　　　　　年　　　月議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の規定により上記のとおり支給します。（実施機関名） | （注意事項）（別記のとおり） |
| (２) | (３) |

別記

（注意事項）

１　この証書は、丸亀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（以下「条例」という｡）によって障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。

２　この補償は、毎年２月、４月、６月、８月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。

３　次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を実施機関に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。

(１)　氏名又は住所を変更した場合

(２)　この年金と同一の事由によって現に支給されている国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第87条第１項、同法附則第78条第１項若しくは同法附則第32条第１項の規定による年金の額が変更され若しくはその支給を受けられなくなった場合又は厚生年金保険法若しくは国民年金法の規定による年金の支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合

(３)　傷病補償年金においては、その傷病等級に変更のあった場合

(４)　障害補償年金においては、その障害等級に変更のあった場合

(５)　遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合

(６)　遺族補償年金で受給権者が妻１人だけの場合において、その妻が50歳又は55歳に達したとき（条例別表第２の障害等級表の第７級以上の障害の状態にあるときを除く｡)。

(７)　遺族補償年金で受給権者が妻１人だけの場合において、その妻が条例別表第２の障害等級の第７級以上の障害の状態になり、又はその状態でなくなったとき（55歳以上であるときを除く｡)。

４　この補償を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供することはできません。また差押えを受けることもありません。

５　年金受給権者（遺族補償年金の場合にあっては被災職員の妻であった者に限る｡）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所に提示することにより非課税の取扱いが認められます。

６　この請求書を亡失したり損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。

７　あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き毎年２月１日から同月末日までの間に、実施機関に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。

８　この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を実施機関に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

(１)　傷病補償年金の場合

ア　受給権者が死亡した場合

イ　条例別表第１の傷病等級に該当しなくなった場合

(２)　障害補償年金の場合

ア　受給権者が死亡した場合

イ　条例別表第２の障害の等級の第７級以上に該当しなくなった場合

(３)　遺族補償年金の場合

ア　受給権者が死亡した場合

イ　受給権者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む｡）をした場合

ウ　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む｡）となった場合

エ　離縁によって死亡した職員との親族関係が終了した場合

オ　受給権者が死亡した職員の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達した日以後の最初の３月31日が終了した場合（その者が職員の死亡の時から引き続き条例別表第２に定める第７級以上の障害の状態にある場合を除く｡）

カ　条例別表第２に定める第７級以上の障害状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合

９　実施機関又は審査会から報告又は出頭等を求められたとき、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、又は医師の診断を拒んだ者は、条例第24条の規定により、10万円以下の罰金に処せられます。